

令和 3 年 第 4 回  
霧 島 市 議 会 定 例 会  
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

## 目 次

議案第100号 霧島市手数料条例の一部改正について	・・・ 1
議案第101号 霧島市国民健康保険条例の一部改正について	・・・ 6

議案第100号 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～76 略	略	1～76 略	略
77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項まで ____の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査		77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、 <b>第2項又は第3項</b> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	
(1) <b>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書（以下この項及び次項において「確認書等」という。）の添付がある場合</b>	1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表 <b>第58項</b> の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～エ 略	(1) <b>長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）に規定する長期使用構造等とするための措置に係る基準について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が交付する適合証又は住宅性能評価書を添付する場合</b>	1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「認定申請手数料額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表 <b>第60項</b> の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～エ 略
(2) <b>確認書等の添付がない場合</b>	1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表 <b>第58項</b> の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～エ 略	(2) <b>その他の場合</b>	1戸につき 次のアからエまでに掲げる認定申請手数料額。ただし、当該認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表 <b>第60項</b> の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～エ 略
78 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査		78 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	

<p>(1) 確認書等の添付がある場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(1) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に規定する長期使用構造等とするための措置に係る基準について、評価機関が交付する適合証又は住宅性能評価書を添付する場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる住棟の総数の区分に応じた金額を変更認定申請戸数で除した金額（千円未満切捨て。以下「変更認定申請手数料額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～エ 略</p>
<p>(2) 確認書等の添付がない場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(2) その他の場合</p>	<p>1戸につき 次のアからエまでに掲げる変更認定申請手数料額。ただし、当該変更認定申請に併せて、長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～エ 略</p>
<p>79 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 1戸につき 4,000円</p> <p>イ 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合 1棟につき 4,000円</p>	<p>79 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 _____</p> <p>_____における長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査</p>	<p>1戸につき 4,000円</p>
<p>80・81 略</p>	<p>略</p>	<p>80・81 略</p>	<p>略</p>

<p>82 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第24条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～オ 略</p> <p>次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～オ 略</p>	<p>82 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第24条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」と総称する。）が交付する適合証を添付する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～オ 略</p> <p>次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて、低炭素化促進法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、次に掲げる認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額 ア～オ 略</p>
<p>83 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう</p>	<p>83 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項に掲げる基準に適合していることについて、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう</p>

<p>(2) その他の場合</p>	<p>申し出の場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>(2) その他の場合</p>	<p>申し出の場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて、低炭素化促進法第55条第1項において準用する法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあつては、次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p>
<p>84～86 略</p>	<p>略</p>	<p>84～86 略</p>	<p>略</p>
<p>87 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第36条第2項に規定する基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第36条第2項に規定する基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出の場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p>

<p>(2) その他の場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>(2) その他の場合</p>	<p>次のアからオに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該認定申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～オ 略</p>
<p>88 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第36条第2項に規定する基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本</p>	<p>88 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準又は建築物省エネ法第36条第2項に規定する基準について、評価機関等が交付する適合証を添付する場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額をそれぞれ加えた金額</p> <p>ア～エ 略</p> <p>次のアからエに掲げる認定申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額。ただし、当該変更認定申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、変更認定申請手数料額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、本</p>

	表第58項の(1)から(6)までに掲げる金額 をそれぞれ加えた金額 ア～エ 略		表第60項の(1)から(6)までに掲げる金額 をそれぞれ加えた金額 ア～エ 略
89～90 略	略	89～90 略	略

議案第101号 霧島市国民健康保険条例（平成17年霧島市条例第164号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>